

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年3月29日

【会社名】 株式会社RS Technologies

【英訳名】 RS Technologies Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 方 永義

【本店の所在の場所】 東京都品川区大井一丁目47番1号

【電話番号】 03(5709)7685(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 鈴木 正行

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区大井一丁目47番1号

【電話番号】 03(5709)7685(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 鈴木 正行

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 1,638,727,200円
(注) 募集金額は、発行価額の総額であります。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成30年3月29日に有価証券報告書及び臨時報告書を関東財務局長に提出いたしました。これに伴い、平成30年3月6日付をもって提出した有価証券届出書並びに平成30年3月13日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、当該有価証券報告書を参照書類とし、併せてこれに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

(添付書類の差替え)

新たな事業年度に係る有価証券報告書を提出したことに伴い、平成30年3月6日付をもって提出した有価証券届出書に添付しておりました「事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移」を差し替えます。

(添付書類の削除)

第8期連結会計年度(平成29年1月1日から平成29年12月31日まで)の業績の概要

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照してください。

(訂正前)

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

第7期(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日) 平成29年3月29日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

第8期 第1四半期(自 平成29年1月1日 至 平成29年3月31日) 平成29年5月15日関東財務局長に提出

第8期 第2四半期(自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日) 平成29年8月10日関東財務局長に提出

第8期 第3四半期(自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日) 平成29年11月14日関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成30年3月6日)までに、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出

(平成29年3月31日提出の臨時報告書)

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書

(平成29年12月21日提出の臨時報告書)

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書

(訂正後)

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

第8期(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日) 平成30年3月29日関東財務局長に提出

2 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成30年3月29日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

(訂正前)

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成30年3月6日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された『事業等のリスク』及び『設備の新設、除却等の計画』について、以下のとおり、追加いたします。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(平成30年3月6日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

『事業等のリスク』

< 中略 >

『設備の新設、除却等の計画』

< 後略 >

(訂正後)

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成30年3月29日)までの間において、当該有価証券報告書に記載された『事業等のリスク』及び『設備の新設、除却等の計画』について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成30年3月29日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

『事業等のリスク』及び『設備の新設、除却等の計画』の全文削除